児島税関支署名瀬監視署に係るものにあつては令和二年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課平良分室に係るものにあつては同年十月一日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

２　（略）

二　冬期に限り特地勤務手当が支給される官署

都道府県	所在地	官署	級別区分
北海道	（略）	（略）	一級地
	上川郡上川町中央町六〇三	大雪山国立公園管理事務所	
	（略）	（略）	
（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―五五別表の二の表北海道の項の規定中大雪山国立公園管理事務所に係る部分は、令和二年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年十月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一二三―三八

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務）	（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務）
第三条　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。	**第三条**　給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。
一～九　（略）	一～九　（略）
十　気象庁の業務であって、次に掲げるもの	十　気象庁の業務であって、次に掲げるもの
イ　情報基盤部情報通信基盤課システム運用室の業務	イ　航空交通気象センターの業務
ロ　気象観測所の業務	ロ　予報部情報通信課システム運用室の業務
ハ　航空交通気象センターの業務	ハ　気象測器検定試験センターの業務
ニ　気象測器検定試験センターの業務	ニ　気象観測所の業務
（削る）	ホ　大気環境観測所の業務
十一～十四　（略）	十一～十四　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行する。